

2025.04「改正物効法」施行について

このペーパーでわかること

改正物効法の一部施行（2025.04）に伴い新たに設けられた「特定荷主」が、

└ 【WHY】 どのような目的で設置されたのか

└ 【WHO】 特定荷主に指定される要件とは

└ 【WHAT】 どのような規制的措置(≡義務)を負うのか

└ 【HOW】 規制的措置の判断基準（推奨される取組み事例）とは

└ 【WHEN】 施行以降のスケジュールは

について、現時点(25.04.01)での概要を取り纏めました。

* 今後の当局からの情報開示に併せ、アップデートします。

* 改正物効法：「物資流通効率化法」は旧流通業務総合効率化法（流通業務の総合化・効率化を図る事業を環境負荷低減・省力化に資するものと認定し支援措置を定めた法律）に、改正に伴い、新たに荷主・物流事業者に新たな規制が設けられ、「物資の流通の効率化に関する法律」（物資流通孤立化法）と改称したもの。本紙では改正物効法と呼ぶ。

【WHY】 物効法・貨物自動車運送法 改正のねらい(24.05.15 公布)

法律名	目的
物資流通効率化法 (改正物効法)	流通業務の総合化および効率化を図ることを目的とした法律
貨物自動車運送事業法 (貨自運法)	貨物自動車による輸送の安全（例 軽自動車）と、同事業の健全な発達を図ることを目的とした法律



1. 荷主・物流事業者に対する施策 (改正物効法)
2. トラック事業者間の取引に対する施策 (貨自運法)
3. 軽トラック事業者に対する施策 (貨自運法)

■改正物効法の目標（2028年度）

- ① 5 割の運行で、1 運行当たりの荷待ち・荷役等時間を計 2 時間以内に削減（1 人当たり年間125時間の短縮）
- ② 5 割の車両で、積載効率50%を実現 ⇒ 全体の車両で、積載効率を44%に増加



取扱い量の上位 5 割を占める大規模事業者を特定事業者として指定し、
規制的措置（義務）を課すことで目標実現を目指す建付け

【WHO】 誰が特定荷主となるのか

(全体)

- ・ 全ての荷主（第一荷主 [輸送手配側] / 第二荷主 [荷受荷渡し側]） ⇒ **努力義務**（荷待時間等の短縮、積載効率の向上）
- ・ 全ての物流事業者（トラック・倉庫・港運・航空・鉄道等） ⇒ 国が指導/助言・調査/報告

【特定事業者】 国内需要の5割以上を取り扱う想定

特定事業者	指定条件（予定）	義務
特定荷主 └ 上位3200社を 想定 (物流子会社は除外)	第一種: 運送委託ト数 ≧ 90千ト 第二種: 荷受けトン数 ≧ 90千ト (*1)	1-1) 荷待ち時間の短縮 1-2) 荷役時間の短縮 2) 積載効率の向上（以上、努力義務） 3) 中長期計画の策定/定期報告 4) 物流統括管理者の選任（以上、義務）
特定倉庫事業者 └ 上位70社想定	年間入庫量 ≧ 700千t 三菱倉庫も対象	1-1) 荷待ち時間の短縮 1-2) 荷役時間の短縮（以上、努力義務） 3) 中長期計画の策定/定期報告（以上、義務）
特定運送事業者 └ 上位790社想定	保有車両台数 ≧ 150台	2) 積載効率の向上（努力義務） 3) 中長期計画の策定/定期報告（義務）

(*1)重量は商品マスタから引用可。容積が分かる場合280KG/m³で換算も可【指定条件の詳細は未確定】

【WHAT】 特定荷主が取り組むべき措置 <義務履行の プルーフとしてのアウトプット>

アウトプット	要件	内容
特定荷主の届出	本年度の取扱貨物重量が 90千トン以上の事業者 (2024年4月までに届出)	- 法人単位での運送委託した貨物重量(第1種荷主)、自社手配以外のトラックと受け取る/引き渡す貨物重量を自ら集計。 - 第1種/第2種各々の重量が 90千トン(予定)以上の場合、事業管轄官庁に届け出を行う義務。その後、特定荷主の指定を受ける。
物流統括管理者 (CLO)	2026年4月に選任届	- 事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者を選任・届け出。役員等が望ましい - 職務： ① 中長期計画の作成 ② 事業運営方針の作成と事業管理体制の整備 ③ その他必要な業務 (定期報告等の作成、物流適正化に向けた社内関係部門や調達先/販売先等の連携調整)

アウトプット	要件	内容
中長期計画 ⇒<u>取組事項の詳細は</u> <u>【HOW】判断基準で</u>	5年に1度の提出 (原則は毎年作成だが、内容変更なければ5年に1度の提出でOK) (*2)	【記載内容】 判断基準を踏まえ、<u>取組事項3点</u>の実現に向け、<u>具体的な項目4点</u>を記載する。 (判断基準はHOW/判断基準で詳細説明) 【取組事項 3点】 ①荷待ち時間短縮 ②運転者の荷役等時間の短縮 ③積載効率の向上 【具体的な項目4点】 ①実施する措置 ②具体的な措置の内容・目標等 ③実施時期等 ④参考事項：判断基準を参考とした具体的な取り組み計画

(*2)初回の中長期計画の提出期限は2026年10月末の見込み。

アウトプット	要件	内容
定期報告書	中長期計画提出後 毎年度提出(*3)	① 事業者の判断基準の遵守状況（チェックリスト形式を想定） ② 関連事業者との連携状況等の判断基準と関連した取組に関する状況（自由記述欄を想定） ③ 荷待ち時間等の状況

(*3)初回の定期報告書の提出期限は2027年7月末の見込み。

【HOW】 特定荷主の判断基準（推奨される取組例）

「判断基準」 全ての荷主が努力義務を負う、物流改善の取組項目と取組内容のこと。
特定荷主はさらに中長期計画等で記載が求められ、定期報告書で進捗評価される。

判断基準 項目	判断基準の概要(*4)
荷待ち時間の短縮	• 貨物の入出荷の日時の分散（混雑時間を回避した日時指定等） • トラックが到着する日時の調整（トラック予約受付システムの導入等） • 寄託先倉庫での受渡日時の分散（受発注の前倒しによる庫内作業時間の確保等）
荷役時間の短縮	• 荷役の効率化（パレット等機器の導入、標準化パレットの使用等） • 検品の効率化（倉庫への事前出荷情報・伝票検品レス等） • 荷捌き・作業員の適正配置
積載効率の向上	• 共同配送、復荷確保への協力（リードタイムの確保、荷主間の連携等） • 貨物の入出荷量の適正化（繁閑差の平準化や納品日の集約等） • 配車計画や運航計画の最適化（配車管理システム等の導入等） • 社内の関係部門（物流・調達・販売等）の連携促進 • 第一種荷主への協力（第二種荷主）

(*4)省令で規定されている判断基準について、解説書をもとに具体的な内容を記載した。

判断基準 項目	判断基準の概要(*4)
実効性の確保	- 責任者の選任、社内教育等の実施体制整備（CLOとは別に各現場に責任者を設置、現場の実態に応じた取組内容の落とし込み等） - 荷待ち時間等の状況、取組効果の把握（デジタル技術の活用等） - 寄託先倉庫事業者へ物流改善の取組みを提案、協力（入出庫日程・量の調整や定時便の設定等） - 倉庫事業者からの物流改善の提案に基づく必要な措置の実施 - 物流データの標準化（物流情報標準ガイドラインへの準拠等） - 物流サービスに応じた価格の把握（荷主間の商取引にける物流メニュープライシングの導入等） - 関係者との連携（取引事業者間での相談・協議の場の設置、必要に応じた契約内容の見直し）

【参考】 省令に記載されていないものの、解説書において推奨されている取組

- 必要以上に早くトラックドライバーが到着することの防止措置（やむを得ない遅延に対するペナルティの見直し等）
- トラック運動への過度の集中の是正（モーダルシフト等）
- 異常気象時の無理な運送依頼の抑制（台風・豪雨・豪雪等）
- 運送業許可事業者への委託（運送事業許可があることを契約時に確認等）
- 関係法令の遵守（労働安全衛生法におけるフォークリフトの定期点検等）

【WHEN】 施行以降の想定スケジュール

法令・行政

2025.04

【全事業者対象】

- 法律の施行①
 - ・ 基本方針
 - ・ 荷主等の努力義務、判断基準
 - ・ 荷主等の調査、公表等

2025.秋頃

【全事業者対象】

- 物流改善の調査、公表

2026.04

【特定事業者のみ対象】

- 法律の施行②
 - ・ 特定事業者の指定
 - ・ 中長期計画の提出・定期報告
 - ・ 物流統括管理者(CLO)の選任等

2026.秋頃

【全事業者対象】

- 物流改善の調査、公表

2025

2026

2027

特定荷主

2025.04～【設計・構築】

- 取扱貨物量の把握

2026.04～【届出・運用】

- 特定荷主の届出
- 物流統括管理者の選任届出
- 計画項目の推進・実行
- 荷待/荷役時間の計測

2026.10

- 中長期計画の提出

2027.07

- 定期報告書の提出

リファレンス

○三省合同会議とりまとめ (2024.11.27公開)

- ・ 本文 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/distribution/pdf/20241127_1.pdf
- ・ 概要 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/distribution/pdf/20241127_2.pdf

○新物効法施行に伴う国交省説明会資料(2025.02公開)

<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001869736.pdf>

○判断基準の解説書(2025.03.27公開)

- ・ トラック事業者に関する解説書 <https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001881004.pdf>
- ・ 倉庫事業者等に関する解説書 <https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001881005.pdf>
- ・ 荷主に関する解説書 <https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001881006.pdf>
- ・ 荷主の事例集 <https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001881007.pdf>
- ・ 荷主の定義 <https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001881008.pdf>

○物流効率化法理解促進ポータルサイト(2025.03.31公開) 法令・省令は本サイトに掲載

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>

(注記) 本資料のうち、国土交通省、経済産業省及び農林水産省共同で設置した「三省合同会議」の最終成果物である「合同会議取りまとめ」(2024.11.27)の情報に基づく記載に関しては、最終確定の情報ではありません。なお、取りまとめ資料のうち、既存の省令等でカバーしきれなかった部分(特定荷主の指定要件等)は今後定められる見通しといわれています。

製作：三菱倉庫株式会社 ロジスティクス営業部